

第 1 回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会における主な意見（未定稿）

<法改正後の進捗状況表の項目について>

項目	ご意見
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる 0 歳から 6 歳の子ども達の保育・教育の質の向上については、広く社会的養育という枠の中で考えた場合に重要なテーマとなる。</li> <li>・ 在宅支援については、保育所のケアなしに考えられない。保育所の中に専門性を持った職員の確保なしには在宅支援はありえない。</li> <li>・ 資料 3 の 2 ページについて、(4) 特定妊婦への支援の 2) の「子育て世代包括支援センターの状況」は (3) 母子保健法への位置づけで挙げたほうがいい。母子保健法への位置づけの次に、就学前の保育・教育の質の向上が入って、その次に特定妊婦への支援、通所・在宅措置に順番を変えるべき。</li> </ul>
7. 社会的養護の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料 3 の 4 ページの 7 の (3) の 1) の「児童相談所の養子縁組相談・支援の状況」について、「児童相談所及び民間のあっせん機関の養子縁組相談・支援の状況」とすべき。</li> <li>・ 資料 3 の 4 ページの 7 の (5) の「自立支援」について、自治体が退所後の支援に責任を持つ仕組みとして、市区町村や児童相談所の担当部署・ワーカーを配置することを入れるべき。</li> </ul>

<議論ポイントと進め方について>

項目	ご意見
全般的なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法の条文自体もその児童の保護者を支援しなければならないという家庭を支援する視点になっている。議論のポイント等についても、子ども及び保護者を支援しなければならないものとし、子どもの視点と立場からサービスを組み替えていくべき。</li> <li>・ 介入後の一連の流れにうまく対応できていない。現実的にはその量が圧倒的に多いため、とにかく保護をすることから始まってしまっている。そして慌ててどこか空いている施設に入れるということの繰り返しが続いている。決して今はいい状態にはなっていない。その問題がどのように解決できるのかということがこの検討会の大きなテーマなのではないか。</li> <li>・ 戦後から続いてきた保護を中心とした施策を展開していく意味で、改めて全ての子ども家庭を視野に入れた社会的養育という観点でマクロ施策を考えていく必要がある。日本の子どもをどのように将来の日本社会を担う人として育てていくのかという意味で考えると、ポピュレーションアプローチという観点で社会的養護も含めて見直すことがこの検討会の目標であると考えます。</li> </ul>
家庭養護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの福祉のための里親を確立した上で、養子縁組に行くことが適当。養子縁組いきなり行くと、親が子どもを育てたいというニーズになり、子どもの福祉のためではない養子が先行してしまう。</li> <li>・ どのようなケースが養子縁組で、どのようなケースがが里親かということを確認にする必要がある。</li> </ul>
里親支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設に配置している里親支援専門相談員は見直しが必要ではないか。</li> <li>・ 里親支援機関事業からフォスターリングエージェンシーへの転換の過渡期にある。分散化しているサービスをある程度集約化し、民間の基盤を作るために財政的措置を効率的に行うことなしには、里親委託は進まない。</li> <li>・ 里親支援あるいは里親養育ということは、非常に重要なテーマであり、施設だけでできるものなのかということも含めて検討していかなければならない。</li> <li>・ 施設が培ってきた人的資源は、里親支援や家庭支援において貴重な存在。施設が見通しを持って取り組めることが大事。</li> </ul>

<p>支援の継続性の担保に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組の場合は、永続的に養育されるという概念なので、改正児童福祉法の法文中の「継続的」にはパーマネントは一部分しか入っていないのではないか。</li> <li>・ 施設ケアと家庭養育との切れ目のない継続性というところが重要。</li> <li>・ パーマネンシーは措置解除後も続く親子関係をいうのではないか。</li> <li>・ 養子縁組と長期里親をどう区別をしていくか。リーガルパーマネンシーという考え方を措置の優先順位の中に入れていくのか。リーガルパーマネンシーまで含めてパーマネンシーということを考えるのか。</li> <li>・ 場当たりの措置変更を防ぐため、子どもが社会的養育から自立していくまでのプランを最初から立てることが必要。</li> <li>・ 子どもの立場から考えたときに、発達を保障するためにある程度一貫した養育者が必要。子どもの立場から考えることが重要。</li> <li>・ 子どもの側のニーズに立った継続性というのをどう考えるか。継続性を考えたソーシャルワークができているか。継続性を考える重要性を明確に打ち出していく必要がある。</li> </ul>
<p>移行期の支援に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 措置変更や施設入所は、子どもに与える影響が大きいため、移行期のケアをどうすべきか検討すべき。また、施設の中で養育者が頻繁に変わることも子どもにとっては影響がある。</li> <li>・ 家庭復帰について、スモールステップシステムで、かつ、継続性のある支援を担保するシステムをきちんと構築していくことが必要。</li> </ul>
<p>施設養護に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正児童福祉法の理念にある家庭養護優先の考えの下で施設養護も変わっていくことが必要。里親を支援する機関を増やす必要があり、施設がその役割を担うように変わっていくことができるのではないか。</li> <li>・ 社会的養護の課題と将来像を受けて、随分施設が小規模化してきているが、小規模化しても支援の個別化はまだできていない。</li> <li>・ 既存の施設類型の在り方だけを考えるのではなく、北欧の特にノルウェーがやっているファミリーホームと施設の間くらいの施設のような新たな類型も考えていきたい。</li> </ul>

<p>自立支援に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援に関することについては、当事者の方から話を聞く機会を設けることが必要。</li> <li>・ 家庭養育と家庭的養育のどちらでも、子ども達が生きる力を持つまで育て上げることが大事。</li> <li>・ 自立の中心は自分をコントロールする力の育成という観点からすると、「自立」と「自律」は両方記載しておくべき。</li> </ul>
<p>ソーシャルワークの重要性に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所のソーシャルワーカーとしての専門性の必要性について議論する必要がある。</li> <li>・ 他国でいうゲートキーパー（永続的にずっと同じ子どもに関わっていく者）のような者をどのように作り上げたらよいかも議論するべきではないか。</li> <li>・ アメリカの場合はソーシャルワーカーの専門職アイデンティティが強い。児童相談所のソーシャルワークの専門性を専門職アイデンティティに持っていく仕組みにすることや、配置転換の問題をどう扱うかということを考えないとゲートキープは上手くいかない。</li> <li>・ ソーシャルワークの機能を強化していくことが必要。これまでの考え方を変えた形で子ども中心のソーシャルワークということを議論のポイントとしてどこかに入れるべき。</li> <li>・ 資料4の3の「新たな社会的養育の構築」において、新たな子ども家庭ソーシャルワークシステムを形成というイメージを明確にした方が良いのではないか。</li> </ul>